

インフレスライドの適用に係る措置について

平成31年 2 月 28 日 管理者決裁

札幌市交通局建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 6 項の規定に基づく賃金等の変動による請負代金額の変更（以下「インフレスライド」という。）の手續について、次のとおり取り扱うこととする。

1 請求日及び基準日等

- (1) 請求日：発注者又は受注者が約款第 26 条第 7 項に基づく協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。
- (4) スライド協議開始日：基準日からおおむね 3 月以内又はしゅん功日の 1 月前までのいずれか早い方とする。ただし、これにより難しい場合は、発注者と受注者とが協議の上、基準日からしゅん功日の 1 月前までの範囲内において別に定める日とすることができる。なお、スライド協議開始日の設定に当たっては、インフレスライドの手續は次の賃金水準の変更がなされる前までに終える必要があること及び 5 (4) の対象工事については指定部分のしゅん功前にインフレスライドの手續を終える必要があることに留意すること。

- (5) 請求期限：直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまで

2 対象工事

残工期が 2 月以上ある工事

3 出来形数量の確認

- (1) 出来形数量の確認にあたっては、受注者に出来形数量を確認して作成した数量調書（以下「工事出来形報告書」という。）の提出を求め、これにより、

数量書に対応した出来形数量を確認できることとする。なお、工事出来形報告書の提出にあたっては、公示用設計書等を基に協議・指示（事前着手の場合の措置必要事項報告書及び協議記録等で書面により示したもの）を行った数量に対して、工事主任及び現場代理人が立ち会いのうえ確認すること。

(2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても、出来形数量として取り扱うことができるものとする。

① 工場製作品については、工場での確認及び契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、納品書、ミルシート等で在庫確保が証明できる材料

② 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）

③ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料

(3) 公示用設計図書等で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とすることができる。

(4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算資料がない場合、受注者側から提出された当該工事に対する構成比率を基に出来形数量を算出することができる。

(5) 出来形が無い場合は、工事出来形報告書の表中に出来形が無い旨を明記することで足りるものとする。

4 請負代金額の変更

(1) インフレスライドによる変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を
控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率、 Z : 札幌市積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$: 減額スライド額

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額
を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率、 Z : 札幌市積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う
共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるもので
あり、歩掛の変更については考慮するものではない。

(5) 変動後残工事設計金額の算出にあたっては、工種別・細目別に残工事量に
対し、以下に掲げる単価及び積算基準を基に積算すること。

① 積算体系及び積算基準は、当初積算時のものとする。

② 適用する資材等単価（市場単価及び特別調査単価を含む。）は、原則と
して基準日時点の採用単価とする。

③ 見積り等により採用した単価については、価格変動が著しく、物価変動
率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直す
ことができる。

④ 諸経費の積算にあたっては当初積算時の算定式を用い、その額について
は基準日時点における出来形設計金額と残工事設計金額の合計金額（直接
工事費、純工事費、工事原価）に対する率により積算すること。

(6) $S_{\text{増額}} \leq 0$ 又は $S_{\text{減額}} \geq 0$ の場合は、受注者に対して請負代金額の変更が
生じない旨を通知し、処理を終了する。

5 運用基準及び請負代金の変更手続等

- (1) 約款第 26 条第 6 項の請求は、残工期が 2 月以上ある場合に行うことができる。なお、部分引渡しを伴う工事については、指定部分の残工期が 2 月未満であっても、工事全体の残工期が 2 月以上あれば対象とすることができる。
- (2) スライド額の算定にあたっては、基準日における工事内容となるように設計変更を行い、変更契約を行ったうえで、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により算定することを基本とする。ただし、変更契約に係る事務処理期間等に鑑み、基準日において変更契約を行っていないものの設計変更の数量が確定している場合（事前着手による場合を含む。）には、スライド協議前までに変更契約したうえで、基準日以降の残工事量をインフレスライドの対象とすることができるものとする。
- (3) 残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を残工期に含めることができるものとする。
- (4) 部分引渡しを伴う工事において、基準日以降の残工事量に指定部分に係る工事が含まれている場合は、指定部分のしゅん功前にインフレスライドの手続を終えること。
- (5) 基準日以降に設計変更の事由が発生した場合は、当該設計変更に係る変更契約の前にインフレスライドの手続を終えること。
- (6) 増額スライドの場合であって、スライド協議成立前に受注者から請求の取下げがあったときは、協議は終了する。
- (7) スライド額の算定後、スライド額を受注者に通知し、スライド協議を開始する。スライド協議時においては、積算に用いた各種単価の変動資料や工事設計書（公表用）などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。
- (8) スライド協議開始日から 14 日以内に受注者から異存がある旨の申し出がなかった場合は、スライド協議が成立したものとみなし、工事担当部は速やかに契約担当部へ変更契約の原議を提出すること。
- (9) スライド協議開始日から 14 日以内であっても受注者の合意が得られれば工事担当部は原議を契約担当部へ提出し、変更契約の手続を依頼することができる。

- (10) 受注者に対して請負代金額の変更が生じない旨を通知した場合又は増額スライドの場合であってスライド協議成立前に受注者から請求の取下げがあった場合は、工事担当部は速やかに契約担当部へその旨を報告すること。
- (11) この取扱いに定めのないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」及び国土交通省作成の「スライド条項に関する FAQ（単品スライドの運用改定等を含む）」による。

6 手続フロー及び書式

- (1) インフレスライド実施フロー …別紙 1 のとおり
- (2) インフレスライド運用手順 …別紙 2 のとおり
(事務処理フロー及び様式)

※ (2)については、増額スライドの場合を想定したものである。減額スライドの必要が生じた場合については、(2)や 5 (11)に掲げる規程を準用し事務処理を行うこととする。

7 施行年月日

この取扱いは、平成 31 年 2 月 28 日から施行する。なお、施行日以前の賃金水準の変更によりインフレスライドを実施する工事については、なお従前の例による。

附則

この取扱いは、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。

附則

この取扱いは、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。

附則

この取扱いは、令和 8 年 9 月 15 日以後のインフレスライドの請求について適

用する。